

三重労働局発表
平成20年11月20日

担 当	三重労働局職業安定部
	職業対策課
	課長 田川 義文
	課長補佐 中村 良一
	障害者雇用担当官 東出 昇治
	電話059-226-2306

三重県の障害者雇用状況について

今回とりまとめた身体障害者、知的障害者及び精神障害者(以下「障害者」という)の雇用状況は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務づけられている事業主等から、平成20年6月1日現在における障害者雇用状況の報告を求めこれを集計したものです。

民間企業の障害者雇用率は1.49%と着実に改善

1. 一般の民間企業における雇用状況

(1) 概況 (第1表)

1.8%の法定雇用率が適用される一般の民間企業(常用労働者数56人以上の企業)における実雇用率は、前年より0.07ポイント増加し1.49%となった。

雇用されている障害者の数は、前年と比較してみると116.5人増加し2228.0人となった。

(参考) 全国の一般民間企業の実雇用率は1.59%(前年1.55%)

56～99人規模を除くすべての規模で前年の雇用率を上回る

(2) 企業規模別雇用状況 (第2表)

企業規模別の実雇用率を、前年と比較してみると、100～299人規模企業(1.25% 1.34%)、300～499人規模企業(1.25% 1.42%)、500～999人規模企業(1.69 1.75)及び、1,000人以上規模企業(1.70% 1.86%)は上昇し、56～99人規模企業(1.47% 1.41%)では低下した。

なお、法定雇用率の未達成企業割合は、53.5%から49.8%へと前年に比べ3.7ポイント改善した。

ほとんどの業種で前年の雇用率を上回る

(3) 産業別雇用状況 (第3表)

産業別の実雇用率を、県平均実雇用率(1.49%)と比較してみると、製造業(1.64%)、運輸業(1.69%)、飲食店・宿泊業(1.56%)及び医療・福祉(1.53%)では上回っているが、その他の業種では下回った。

また、前年との比較をしてみると、教育・学習支援業(1.05% 1.01%)で下回ったが、これ以外のすべての業種で前年を上回った。

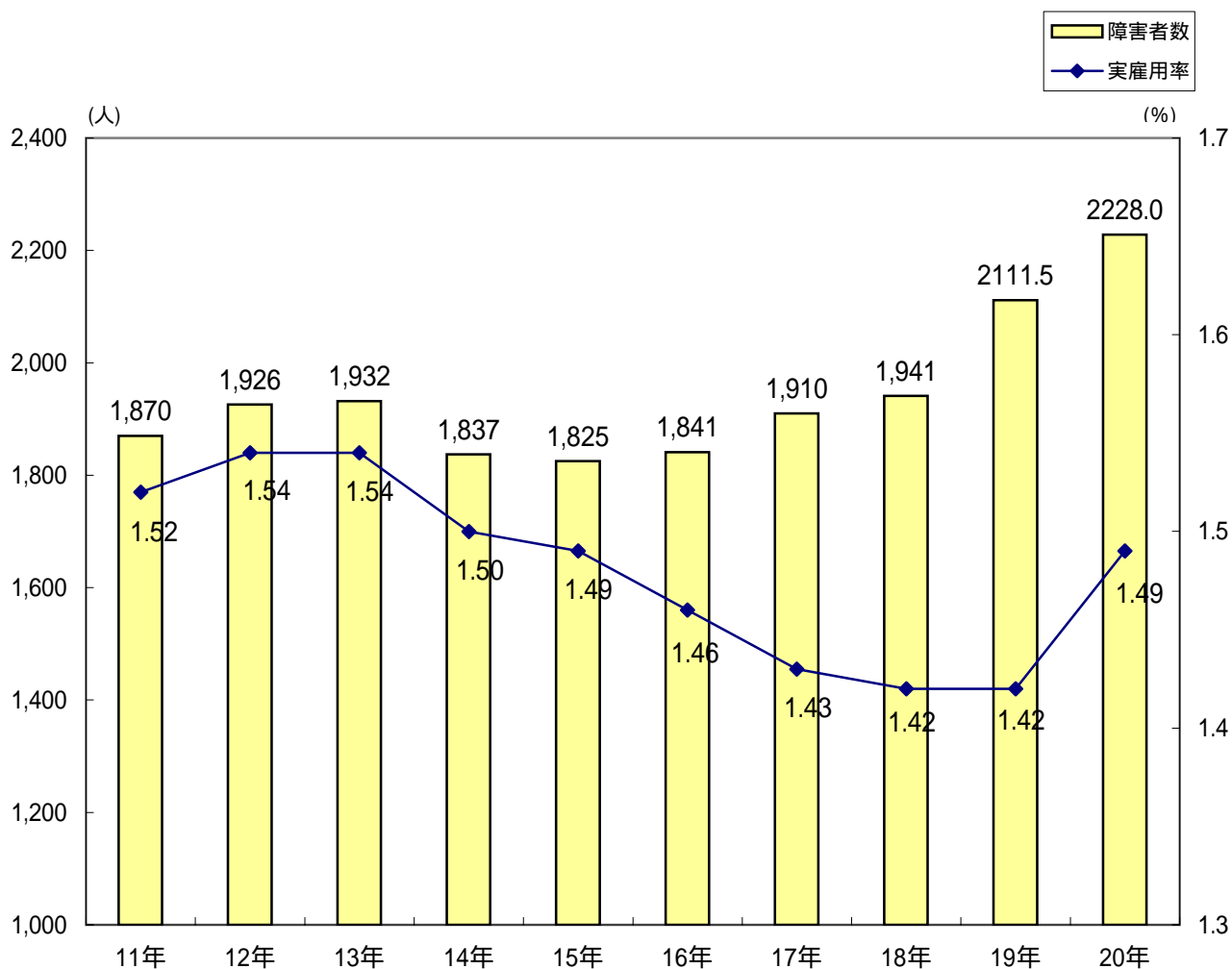
2. 地方公共団体における雇用状況 (第4表)

2.1%の法定雇用率が適用される地方公共団体の機関における実雇用率は、県の機関が前年より0.27ポイント上昇し2.57%、市町等の機関は0.12ポイント上昇し1.97%となった。

また、2.0%の法定雇用率が適用される県等の教育委員会の機関は、前年より0.22%ポイント上昇し、1.57%となった。

なお、三重県の各機関及び各市町等の機関ごとの雇用状況は、別紙のとおり。(平成19年報告から、個別の機関ごとの雇用状況を発表することとした。)

三重県の民間企業における障害者数及び実雇用率の推移(グラフ)



三重県の民間企業における障害者数及び実雇用率の推移

各年6月1日現在

区分 \ 年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
障害者数(人)	1,870	1,926	1,932	1,837	1,825	1,841	1,910	1,941	2,111.5	2,228.0
増・減(人)	42	56	6	95	12	16	69	31	170.5	116.5
実雇用率(%)	1.52	1.54	1.54	1.50	1.49	1.46	1.43	1.42	1.42	1.49
増・減(人)	0.07	0.02	0.00	0.04	0.01	0.03	0.03	0.01	0.00	0.07

(第1表) 民間企業における障害者の雇用状況

(平成20年6月1日現在)

区分	企業数	常用労働者数	障害者の数				実雇用率	雇用率未達成企業の割合
			A重度障害者	B重度障害者以外の障害者	C精神障害者	合計(A×2+B+C×0.5)		
	企業	人	人	人	人	人	%	%
一般の民間企業 (1.8%)	829	149,384	523	1,170	24	2228.0	1.49	49.8
	(825)	(148,882)	(488)	(1,127)	(17)	(2111.5)	(1.42)	(53.5)

注) 1 常用労働者とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

注) 2 障害者の数とは、身体障害者と知的障害者と精神障害者の計である。A欄の重度障害者(重度身体障害者及び重度知的障害者)については、ダブルカウントしている。B欄の「重度障害者以外の障害者」には、重度障害者である短時間労働者の数が含まれている。C欄の「精神障害者」には精神障害者である短時間労働者1人の数を0.5としてカウントしている。

注) 3 ()内は、平成19年6月1日現在の数値である。

(第2表) 一般民間企業における規模別障害者の雇用状況

(平成20年6月1日現在)

事項 規模別	企業数	常用労働者数	障害者の数				実雇用率	雇用率未達成企業の割合
			A重度障害者	B重度障害者以外の障害者	C精神障害者	合計(A×2+B+C×0.5)		
人	企業	人	人	人	人	人	%	%
56～99	339	24,885	63	226	0	352.0	1.41	49.6
	(338)	(24,822)	(75)	(215)	(1)	365.5	(1.47)	(54.1)
100～299	371	57,297	170	425	6	768.0	1.34	49.1
	(376)	(57,789)	(151)	(420)	(3)	723.5	(1.25)	(53.2)
300～499	77	27,322	88	207	9	387.5	1.42	57.1
	(65)	(22,364)	(61)	(154)	(7)	279.5	(1.25)	(67.7)
500～999	29	17,960	79	154	3	313.5	1.75	41.4
	(33)	(20,016)	(87)	(162)	(4)	338.0	(1.69)	(48.5)
1000人以上	13	21,920	123	158	6	407.0	1.86	53.8
	(13)	(23,891)	(114)	(176)	(2)	405.0	(1.70)	(61.5)
計	829	149,384	523	1,170	24	2,228.0	1.49	49.8
	(825)	(148,882)	(488)	(1,127)	(17)	(2111.5)	(1.42)	(53.5)

注) 第1表と同じ

(第3表) 一般民間企業における産業別障害者の雇用状況

(平成20年6月1日現在)

事項 産業別	企業数		常用労働者数		障害者の数				実雇用率	雇用率未達成 企業の割合						
					A重度障害者	B重度障害者 以外の障害者	C精神障害者	合計(A×2+B+C ×0.5)								
農、林、漁業、鉱業	3	(3)	545	(525)	1	(0)	5	(5)	0	(0)	7.0	(5.0)	1.28	(0.95)	66.7	(33.3)
建設業	17	(17)	2,139	(2,203)	6	(5)	19	(21)	0	(0)	31.0	(31.0)	1.45	(1.41)	58.8	(64.7)
製造業	336	(331)	60,557	(62,603)	239	(236)	515	(539)	3	(4)	994.5	(1013.0)	1.64	(1.62)	38.1	(43.8)
食料品・たばこ	48	(44)	7,944	(7,215)	25	(20)	84	(72)	2	(3)	135.0	(113.5)	1.70	(1.57)	27.1	(38.6)
繊維・衣服	6	(9)	599	(825)	1	(3)	8	(10)	0	(0)	10.0	(16.0)	1.67	(1.94)	16.7	(11.1)
木材・家具	7	(6)	697	(626)	1	(0)	8	(6)	0	(0)	10.0	(6.0)	1.43	(0.96)	57.1	(66.7)
パルプ・紙・印刷	8	(9)	1,238	(1,375)	3	(3)	5	(8)	0	(0)	11.0	(14.0)	0.89	(1.02)	75.0	(66.7)
化学工業	40	(36)	6,207	(5,948)	14	(12)	57	(44)	0	(0)	85.0	(68.0)	1.37	(1.14)	45.0	(66.7)
窯業・土石	12	(16)	2,082	(6,550)	8	(19)	13	(62)	0	(0)	29.0	(100.0)	1.39	(1.53)	50.0	(56.3)
鉄鋼	3	(3)	386	(388)	1	(1)	2	(2)	0	(0)	4.0	(4.0)	1.04	(1.03)	66.7	(66.7)
非鉄金属	8	(5)	604	(377)	1	(0)	5	(6)	0	(0)	7.0	(6.0)	1.16	(1.59)	37.5	(0.0)
金属製品	24	(22)	3,002	(2,969)	15	(18)	34	(35)	0	(0)	64.0	(71.0)	2.13	(2.39)	20.8	(22.7)
電気機械	59	(66)	16,599	(16,776)	99	(94)	139	(136)	0	(0)	337.0	(324.0)	2.03	(1.93)	32.2	(39.4)
その他機械	91	(83)	15,546	(13,381)	53	(48)	110	(107)	1	(1)	216.5	(203.5)	1.39	(1.52)	44.0	(42.2)
その他	30	(32)	5,653	(6,173)	18	(18)	50	(51)	0	(0)	86.0	(87.0)	1.52	(1.41)	36.7	(50.0)
電気・ガス・熱供給	3	(3)	321	(324)	1	(0)	1	(1)	0	(0)	3.0	(1.0)	0.93	(0.31)	33.3	(66.7)
情報通信業	16	(15)	3,704	(3,266)	16	(11)	18	(15)	0	(0)	50.0	(37.0)	1.35	(1.13)	68.8	(86.7)
運輸業	56	(56)	9,109	(8,808)	32	(23)	90	(83)	0	(0)	154.0	(129.0)	1.69	(1.46)	50.0	(55.4)
卸売・小売業	106	(112)	19,146	(20,640)	52	(59)	127	(127)	5	(3)	233.5	(246.5)	1.22	(1.19)	70.8	(67.9)
金融・保険業・ 不動産業	18	(18)	8,159	(7,992)	27	(26)	50	(46)	0	(0)	104.0	(98.0)	1.27	(1.23)	77.8	(72.2)
飲食店・宿泊業	14	(16)	4,803	(2,790)	15	(4)	41	(21)	8	(4)	75.0	(31.0)	1.56	(1.11)	64.3	(43.8)
医療・福祉	114	(113)	16,379	(16,056)	59	(56)	129	(122)	8	(5)	251.0	(236.5)	1.53	(1.47)	38.6	(38.9)
教育・学習支援業	12	(16)	1,683	(1,908)	4	(5)	9	(10)	0	(0)	17.0	(20.0)	1.01	(1.05)	58.3	(62.5)
複合サービス事業	19	(21)	5,590	(5,781)	13	(14)	43	(31)	0	(0)	69.0	(59.0)	1.23	(1.02)	68.4	(76.2)
サービス業	115	(104)	17,249	(15,986)	58	(49)	123	(106)	0	(1)	239.0	(204.5)	1.39	(1.28)	61.7	(68.3)
計	829	(825)	149,384	(148,882)	523	(488)	1,170	(1,127)	24	(17)	2228.0	(2111.5)	1.49	(1.42)	49.8	(53.5)

注) 第1表と同じ

(第4表) 三重県の地方公共団体等における障害者の在職状況

法定雇用率2.1%が適用される機関

(平成20年6月1日現在)

区分	職員数 (除外職員を除く)	障害者の数				雇用率
		A 重度障害者	B 重度障害者 以外の障害者	C 精神障害者であ る短時間労働者	合計(A×2+B+C ×0.5)	
県の機関	5,185 (5,213)	37 (34)	59 (52)	0 (0)	133.0 (120.0)	2.57 (2.30)
市町村等の機関	15,218 (15,808)	63 (63)	174 (167)	0 (0)	300.0 (293.0)	1.97 (1.85)
合計	20,403 (21,021)	100 (97)	233 (219)	0 (0)	433.0 (413.0)	2.12 (1.96)

法定雇用率2.0%が適用される機関

(平成20年6月1日現在)

区分	職員数 (除外職員を除く)	障害者の数				雇用率
		A 重度障害者	B 重度障害者 以外の障害者	C 精神障害者であ る短時間労働者	合計(A×2+B+C ×0.5)	
教育委員会	9,708 (9,911)	42 (37)	68 (60)	0 (0)	152.0 (134.0)	1.57 (1.35)

注) 1 障害者の数とは、身体障害者と知的障害者の計である。重度障害者(重度身体障害者と重度知的障害者)については、ダブルカウントしている。B欄の「重度障害者以外の障害者」には、重度障害者である短時間労働者の数が含まれている。

2 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会である。

3 法定雇用率2.1%が適用される機関とは、上記 以外の機関である。

4 ()内は、平成19年6月1日現在の数値である。

(別紙)

三重県の障害者雇用状況 (法定雇用率2.1%)

(平成20年6月1日現在)

	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
三重県知事部局	4,597	120	2.61	0	
三重県病院事業庁	470	9	1.91	0	
三重県企業庁	118	4	3.39	0	
計	5,185	133	2.57	0	

三重県警察の障害者雇用状況 (法定雇用率2.1%)

(平成20年6月1日現在)

	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
三重県警察	378	10	2.65	0	

三重県教育委員会の障害者雇用状況 (法定雇用率2.0%)

(平成20年6月1日現在)

	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
三重県教育委員会	9,708	152	1.57	42	

- 注1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 欄の「不足数」とは、欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが「0」となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が「0」となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

三重県内の各市町等の機関の障害者雇用状況 (法定雇用率2.1%)

(平成20年6月1日現在)

市	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
桑名市	675	11	1.63	3	
いなべ市	328	5	1.52	1	
四日市市	1,526	36	2.36	0	注4 特例認定あり
鈴鹿市	1,028	20	1.95	1	
亀山市	341	8	2.35	0	
伊賀市	847	9	1.06	8	
名張市	453	9	1.99	0	
津市	2,142	44	2.05	0	注4 特例認定あり
松阪市	1,098	26	2.37	0	
伊勢市	839	15	1.79	2	
鳥羽市	247	7	2.83	0	
志摩市	534	7	1.31	4	
尾鷲市	264	6	2.27	0	
熊野市	216	9	4.17	0	
計	10,538	212	2.01	19	

町	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
木曾岬町	64	0	0.00	1	
東員町	122	5	4.10	0	
菰野町	209	2	0.96	2	
朝日町	80	1	1.25	0	
川越町	67	4	5.97	0	
明和町	121	2	1.65	0	
多気町	130	2	1.54	0	
玉城町	115	2	1.74	0	
度会町	69	0	0.00	1	
南伊勢町	287	6	2.09	0	
大紀町	199	7	3.52	0	
大台町	117	0	0.00	2	
紀北町	200	5	2.50	0	
御浜町	127	3	2.36	0	
紀宝町	97	3	3.09	0	
計	2,004	42	2.10	6	

市町の関係機関	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
四日市市上下水道局	192	3	1.56	1	
鈴鹿市水道局	78	1	1.28	0	
松阪市水道部	59	2	3.39	0	
伊賀市水道部	57	1	1.75	0	
市立伊勢総合病院	146	3	2.05	0	
市立四日市病院	307	7	2.28	0	
桑名市民病院	98	1	1.02	1	
四日市港管理組合	103	2	1.94	0	
紀南病院組合	183	2	1.09	1	
計	1,223	22	1.80	3	

市町等計	13,765	276	2.01	28	
------	--------	-----	------	----	--

教育委員会	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
桑名市教育委員会	202	5	2.48	0	
いなべ市教育委員会	125	2	1.60	0	
鈴鹿市教育委員会	216	1	0.46	3	
亀山市教育委員会	67	1	1.49	0	
伊賀市教育委員会	144	1	0.69	2	
名張市教育委員会	103	2	1.94	0	
松阪市教育委員会	220	6	2.73	0	
伊勢市教育委員会	147	3	2.04	0	
志摩市教育委員会	130	3	2.31	0	
尾鷲市教育委員会	48	0	0.00	1	
菰野町教育委員会	51	0	0.00	1	
計	1,453	24	1.65	7	
総計	15,218	300	1.97	35	

- 注1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 欄の「不足数」とは、欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(未満の端数切り捨て)から欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが「0」となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が「0」となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 特例認定とは、市町長部局とその他の機関(教育委員会等)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合、その他の機関に勤務する職員を市町長部局に勤務する職員とみなすものである。
四日市市は、平成15年5月19日付けで四日市教育委員会と特例認定を受けている。
津市は、平成18年5月30日付けで津市教育委員会及び津市水道局と特例認定を受けている。

法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

民間企業	一般の民間企業 1 . 8 % (5 6 人以上規模の企業) 特殊法人 2 . 1 % (労働者数 4 8 人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人)
○ 国、地方公共団体	2 . 1 % (4 8 人以上規模の機関)
都道府県等の教育委員会	2 . 0 % (5 0 人以上規模の機関)

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

短時間労働者は原則的に実雇用率にはカウントされないが、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。